

各県立学校長 殿

教 育 長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえた県立学校における  
感染拡大防止対策の変更について（通知）

各校におかれては、日頃から学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組まれていることに感謝申し上げます。

さて、県教育委員会では、県立学校等における感染状況等を踏まえ、県高等学校総合体育大会等を見据えて対策を強化することとし、令和4年5月16日付け青教育第285号・青教ス第194号により、6月12日（日）までの間の対策について通知したところです。

その後の状況として、新規感染症患者の発生が減少しているものの、依然として学校等のクラスターが確認されております。このことから、県立学校においては、感染拡大防止対策の内容を下記のとおり変更した上で、6月13日（月）以降も引き続き感染拡大防止対策を講じていくこととしました。

つきましては、教職員に対して本通知の内容を周知するとともに、今後も校長の強いリーダーシップの下、全ての教職員が一丸となって感染症対策に取り組むようお願いいたします。

また、児童生徒に対して本通知の内容を周知の上、感染拡大防止に留意するよう指導するとともに、保護者に対しても対策への協力を依頼してくださるようお願いいたします。

なお、本通知の対応については、今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況等に応じて変更することがあることを申し添えます。

記

【感染拡大防止対策の変更について】

5月16日～6月12日：5月16日付け通知	6月13日～当面の間
<p>1 基本的な考え方</p> <p>校内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり対策を適切に講じた上で学校教育活動を実施すること。</p> <p>2 対策の概要</p> <p>(1) 各教科等</p> <p>近距離で一斉に大きな声を出すなど、感染対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討すること。</p>	<p>1 基本的な考え方</p> <p>校内での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり対策を適切に講じた上で学校教育活動を実施すること。</p> <p>2 対策の概要</p> <p>(1) 各教科等</p> <p>近距離で一斉に大きな声を出すなど、感染対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動は慎重に検討すること。</p>

## (2) 学校行事等

密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう実施方法や内容を検討すること。また、地域の感染状況等に応じて中止や延期を検討すること。

## (3) 部活動

ア 以下のとおり活動を制限する。

- ① 公式試合 慎重な判断の上、参加可能。
- ② 公式試合以外 県内（可能な限り同地区）の学校間に限定し、宿泊・交流校との飲食を伴わない範囲で実施可能。

ただし、実施に当たっては、次の事項を厳守すること。

- ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策を講じること。
- ・ 相手校との接触の機会を最小限にとどめること
- ・ プレー時以外は常にマスクを着用し、大声をださないこと
- ・ バスを利用する際は、窓を開ける等により常時換気するとともに、移動時は私語や飲食せず、マスクを必ず着用するなど、感染対策を徹底すること

### ③ 合宿 禁止

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とするが他のチーム及び選手と合同実施するものは認められない。

イ 校長は、「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、感

## (2) 学校行事等

密閉、密集、密接のそれぞれの密を避けるよう実施方法や内容を検討すること。また、地域の感染状況等に応じて中止や延期を検討すること。

## (3) 部活動

ア 以下のとおり活動を制限する。

- ① 公式試合 慎重な判断の上、参加可能。
- ② 公式試合以外 宿泊・交流校との飲食を伴わない範囲で実施可能（全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定等を受けた選手又はチームは、宿泊を伴う試合の実施が可能）

ただし、実施に当たっては、次の事項を厳守すること。

- ・ 公式大会に準じた感染拡大防止対策を講じること。
- ・ 相手校との接触の機会を最小限にとどめること
- ・ プレー時以外は原則としてマスク着用し、大声をださないこと
- ・ バスを利用する際は、窓を開ける等により常時換気するとともに、移動時は私語や飲食せず、原則としてマスクを着用するなど、感染対策を徹底すること

※ 熱中症対策を優先し、マスクを着用しない場合は、身体的距離を確保する、話をしないなど感染対策を徹底すること。

### ③ 合宿 禁止

ただし、全国・東北大会に出場する選手又はチーム及び各競技団体等から強化指定を受けた選手又はチームは、合宿を可能とする。また、スキー部等、練習場所が限られており合宿形式での練習が不可欠だと校長が認める場合は、実施可能とする。

イ 校長は、「部活動における感染対策チェックリスト」を各部活動の顧問に作成させ、感

<p>染防止対策が遵守されているか<u>毎日点検</u>し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。</p> <p>ウ 部活動に参加する児童生徒に対して、感染防止対策の必要性等について注意喚起を行うこと。</p> <p>エ 活動の際には、競技団体が定める競技の特性に応じた感染拡大防止対策のガイドラインを遵守すること。</p> <p><b>(4) 外部人材の活用</b>      県外の人材の来校による直接の指導は禁止。</p>	<p>染防止対策が遵守されているか<u>次のとおり</u>点検し、対策が不十分な部活動には、必要な指導を必ず行うこと。</p> <p>① <u>対外試合(練習試合等を含む)に出場する部活動:試合の2週間前から、毎日点検</u></p> <p>② <u>①以外:校長の判断により、活動の実態に応じて定期的に点検</u></p> <p>ウ 部活動に参加する児童生徒に対して、感染防止対策の必要性等について注意喚起を行うこと。</p> <p>エ 活動の際には、競技団体が定める競技の特性に応じた感染拡大防止対策のガイドラインを遵守すること。</p> <p><b>(4) 外部人材の活用</b>      県外の人材の来校による直接の指導は禁止。  <u>ただし、教育活動上、県外の人材による指導が不可欠だと校長が判断する場合は、適切な対策(ワクチン接種の確認やPCR検査による陰性の確認等)を講じた上で来校による直接の指導ができる。</u></p>
---	---

**県民の皆さまへのお願い**  
**新型コロナウイルス感染拡大防止**



<https://www.pref.aomori.lg.jp/koho/covid19kakudaiboushi.html>

**【担当】** ○保健管理等に関すること  
 スポーツ健康課 体育・健康グループ TEL017-734-9907 (直通)

○学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること  
 学校教育課 高等学校指導グループ TEL017-734-9883 (直通)  
 学校教育課 小中学校指導グループ TEL017-734-9895 (直通)  
 学校教育課 特別支援教育推進室 TEL017-734-9882 (直通)